

結城市広告掲載取扱要項

平成17年12月15日

告示第160号

(目的)

第1条 この要項は、市の広告掲載の取扱いを定め、併せて適切な市政情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が定例的に発行する広報紙（以下「広報結城」という。）

(2) 市がインターネットに情報発信する公式ホームページ（以下「結城市ホームページ」という。）

(掲載広告の要件)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げるすべての要件を備えたものでなければならない。

(1) 広告媒体の公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。

(2) 市内及び周辺地域の産業の発展に資するものであること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るものでないこと。

(5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。

(6) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

(広告の位置、規格、回数及び掲載料)

第4条 広告の位置、規格、回数及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(申込者の資格)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市内又は近隣市町に住所又は事業所を有する者とする。ただし、第2条第2号に規定する結城市ホームページに広告を掲載しようとする者については、この限りでない。

(掲載の申込み)

第6条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、広報結城にあっては掲載しようとする原稿を添えて発行日の1月前までに、結城市ホームページにあっては掲載しようとする色彩のあるデザイン画を添えて掲載しようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申込みが広告の募集件数を上回ったときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、市長の指定する方法で、広告掲載料を納入

しなければならない。

(広告の作成及び経費の負担等)

第8条 広報結城及び結城市ホームページに掲載する広告は、広告を掲載することを承認された者（以下「広告主」という。）において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(免責)

第9条 結城市ホームページのバナー広告掲載は、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生等の原因により広告掲載の全部又は一部を履行できなかった場合、結城市はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。ただし、結城市の故意又は重過失による場合はこの限りではない。なお、この場合、結城市が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 納入済の広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、指定期日までに広告掲載料の納入がなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(審査会)

第12条 広告掲載について疑義が生じた場合に審査を行うため、結城市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の会長は総務部長を、副会長は秘書課長を、委員は総務課長、企画政策課長、財政課長及び商工観光課長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、副会長の求めに応じ、又は会長が必要と認めたときに、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、秘書課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年12月15日から施行する。

付 則（平成２０年３月５日告示第４３号）
この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

付 則（平成２２年１２月２１日告示第２０８号）
この告示は、平成２２年１２月２１日から施行する。

付 則（平成２３年３月３０日告示第５８号）
この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

付 則（平成２４年１２月２７日告示第２２７号）
この告示は、平成２４年１２月２７日から施行する。

付 則（平成２５年３月２６日告示第５５号）
この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

付 則（平成２８年３月３０日告示第５３号）
この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則（平成３０年７月１１日告示第９６号）
この告示は、平成３０年７月１１日から施行する。

付 則（令和２年３月３１日告示第７９号）
この告示は、令和２年４月１日から施行する。

付 則（令和２年１０月１４日告示第１６６号）
この告示は、令和２年１０月１４日から施行する。

付 則（令和７年３月３１日告示第７９号）
この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

種類	位置	規格	回数	掲載料
広報結城	下面（表紙及び最終面を除く。）	下面通し （４５mm×１８２mm）	１回	１５，０００円
			３回連続	４３，０００円
			６回連続	８０，０００円
			１２回連続	１５０，０００円
		下面２分の１ （４５mm×８８mm）	１回	８，０００円
			３回連続	２２，０００円
			６回連続	４０，０００円
			１２回連続	８０，０００円

				円
結城 市ホ ーム ペー ジ	広告の掲載位置は、市ホームページのトップ画面で、市の指定する位置とする。 表示方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりとする。			
	規格（１枠）	縦６０ピクセル、横１７０ピクセル、 １０KB以内、GIF形式	１か月	５，０００円
	制限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。		

様式第 1 号（第 6 条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

結城市長 様

住 所

社 名

氏 名

電話番号

F A X 番 号

次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

1 広報結城

掲載希望回数 回

掲載希望号（申込みの号の下欄に、◎又は○を付けてください。）

年 4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号
10月号	11月号	12月号	年 1月号	2月号	3月号

※ ◎印 下面通し、○印 下面 2 分の 1 複数回の場合は、連続掲載とする。

2 結城市ホームページ

掲 載 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 月間）
リンク先（URL）	
バナー広告 申 込 媒 体	

※申込媒体とは、FD、CD等による。

様式第 2 号（第 6 条関係）

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日

様

結城市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので、通知します。

次の条件を付して掲載する。

- 1 広報結城 年 月号から 年 月号まで（ 回）
- 2 結城市ホームページ
掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
- 3 広告掲載料は、納入通知書を発した日から 1 4 日以内に市指定金融機関に納入すること。
- 4 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。
（1）広報結城及び結城市ホームページの発行上重要な変更が生じたとき。
（2）広報結城及び結城市ホームページの編集上重要な支障が生じたとき。

様式第3号（第6条関係）

広 告 非 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日

様

結城市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記の理由により掲載できないことを決定したので通知します。

記

1 申込広告の内容

2 非掲載の理由